

産休代替任期付職員の募集について

札幌法務局では、下記のとおり産休職員の代替職員として、産休代替任期付職員を募集します。

記

1 業務内容

- (1) 窓口・電話対応業務
- (2) パソコンを使用したデータ入力・確認・修正業務
- (3) 会議・研修等の資料作成、会同係補助
- (4) 文書、図書類の管理
- (5) その他職員の提示する業務

2 採用予定人数

1 名

3 勤務期間

令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 1 月 1 8 日（予定）

ただし、産休代替任期付職員として勤務する間にその職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、育休代替任期付職員として再採用される可能性があります。

4 勤務場所

札幌法務局庶務課

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第 1 合同庁舎 2 階

5 給与

月額 1 8 3, 5 0 0 円～（採用前の学歴及び職歴によって決定）

その他諸手当あり（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等）

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当については、採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始します。

※ 通勤手当は、通勤距離 2 キロメートル以上から支給

6 採用形態、身分等

人事院規則 8－12 第 42 条第 2 項第 3 号による任期を定めた職員として採用
(注) 国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

7 勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(休憩時間 60 分を含む。)

8 勤務日、休暇

月曜日から金曜日まで(祝日及び年末・年始を除く。)
年次休暇・特別休暇等あり

9 保険等

健康保険及び年金については、法令に基づき、任用期間に応じて法務省共済組合又は健康保険、厚生年金に加入。

10 応募資格

(1) パソコン操作(一太郎、ワード、エクセル等)ができること。

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

11 応募方法

下記連絡先まで、履歴書(顔写真貼付)、職務経歴書及び作文(各 1 通)を令和 7 年 8 月 12 日(火)正午まで必着で送付又は持参してください。

なお、作文のテーマは「活気ある職場づくりのために心掛けるべきことは何か。」としますので、適宜の様式に 800 字程度記載してください。

12 選考方法

- (1) 書類選考の上、面接試験を実施します（書類選考不合格者に対しては、書類でその旨を通知します。あわせて、提出していただいた履歴書、職務経歴書及び作文を返却します。）
- (2) 書類選考合格者に対しては、別途、面接試験の日時等を連絡します。

13 連絡先

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎

札幌法務局職員課人事係 担当：北島

TEL 011-709-2311（内線2116）

14 その他

履歴書については、市販の様式で構いませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報、産休代替任期付職員採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。